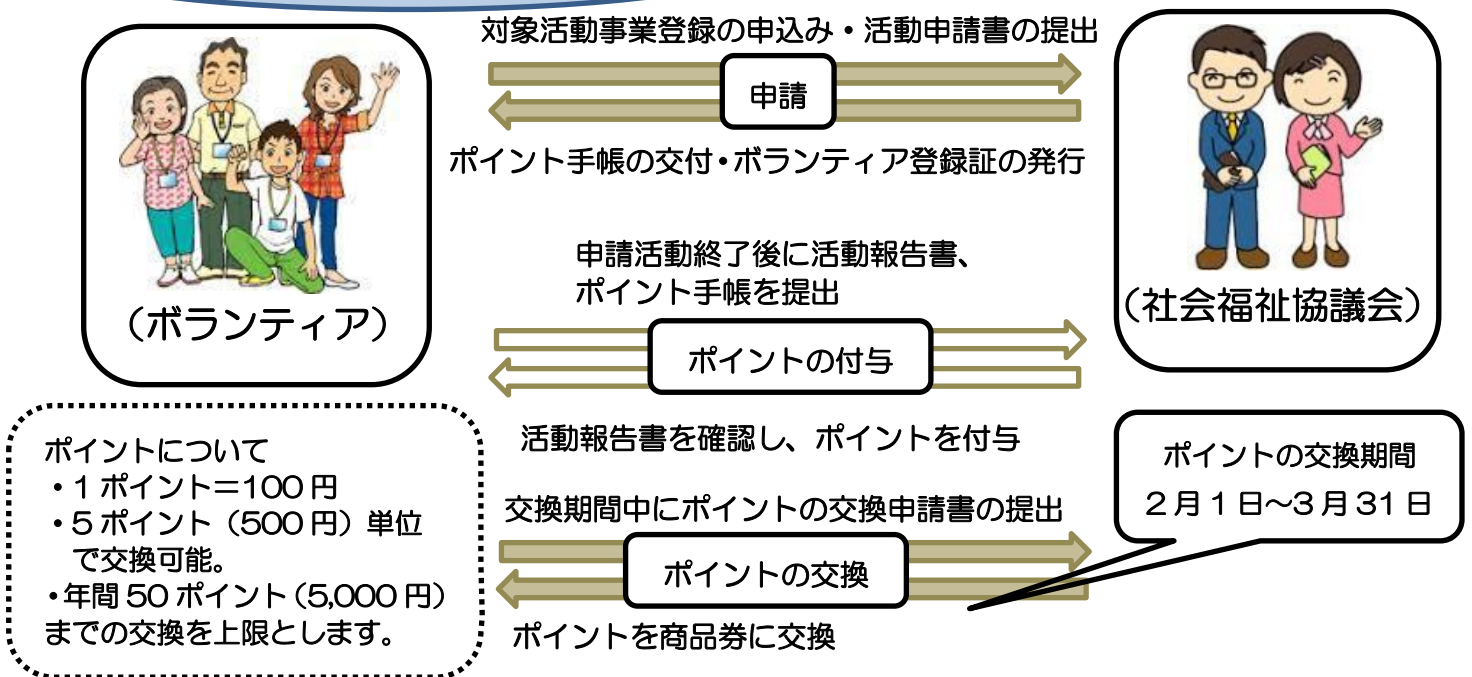


地域たすけあいボランティアポイント事業「はつらつポイント」

ボランティア活動を通じて、地域貢献することを積極的に奨励し、社会参加を通じて介護予防並びに生きがいづくりを推進することを目的に、町内において町民であるボランティアが行った活動（ポイント対象活動）の実績に基づき、ボランティアポイントを付与するとともに、該当ポイントに応じて、相当品と交換することができる事業活動です

ポイント事業のしくみ・流れ



ポイント事業の対象活動

1	社会福祉協議会が運営するふれあい交流会・ふれ愛クラブ	1回→2ポイント
2	地域での集いの場などの担い手（お手伝い）	1回→2ポイント
3	自治会活動において、声かけ訪問等の活動	1回→2ポイント
4	継続的かつ日常的な見守り活動	1ヶ月→2ポイント
5	施設での慰問活動・傾聴活動	1回→2ポイント
6	社会福祉協議会で行っている、ペットボトルキャップ洗浄活動	1回→2ポイント
7	社会福祉協議会の事業に対するボランティア活動	
8	ボランティア連絡協議会及び日赤奉仕団としてのボランティア活動	
9	その他、ボランティアセンター運営委員会が認めた活動	

※1時間未満の活動に対して1ポイント、1時間以上の活動に2ポイントを原則とします。

